

令和8年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）議事録

1 日時

令和8年4月10日（金）午後3時から午後5時まで

2 会場

都庁第二本庁舎 31階 特別会議室27

3 出席者

伊崎委員、氏井委員、江連委員、大川委員、岡田委員、桑原委員、小林委員、坂口委員、佐藤委員（会長）、執行委員（副会長）、中田委員、永島委員、宮野委員、矢野委員、吉田委員

（欠席：宇田川委員、工藤委員、日吉委員、武藤委員、村野委員）

4 議事

（1）諮問

（2）採択の制度について

（3）審議 「教科書の採択方針について」

（4）答申

令和8年度東京都教科用図書選定審議会（第1回）

開会、会長・副会長選出

【管理課長】 定刻が参りました。本日は、年度初めのお忙しいところ御出席いただきましてありがとうございます。私は指導部管理課長の坂井と申します。会長が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に委員の出席状況でございますが、本日は20名の委員の方々のうち5名の委員が御欠席となっております。現在15名の委員の皆様にご出席いただいております。審議会規則第6条で定められております定足数は半数以上となっておりますが、それに達しておりますので、これより東京都教科用図書選定審議会の第1回会議を開会させていただきます。

配付資料といたしまして、机上に議事次第、審議会委員名簿、事務局職員名簿、座席表、委嘱状または発令通知書がございますので、御確認ください。

委嘱状等につきましては、本来、委員の皆様お一人お一人に交付させていただくべきところでございますけれども、会の進行上、大変恐縮でございますが、既にそれぞれのお席の上に配付させていただいておりますので御了承いただければと思います。なお、万一お名前の誤記などがございましたら、後ほど事務局にお申し出いただけると幸いです。よろしくお願いいたします。

また、本日はタブレット端末を使用したペーパーレス会議で実施させていただきます。説明資料はタブレット端末に保存されてございます。説明者のホスト端末の画面が皆様の画面と同期しております。画面の文字が小さいときなどは御自身でピンチアウト、ピンチインしていただいて拡大・縮小することができますので、適宜操作をしていただければと思います。

操作方法が御不明な場合ですとかトラブル等がございましたら、お声がけいただければと存じます。

また、マイクにつきましては机上に設置しているものを御利用ください。私のマイクが今赤くなっているかと思いますが、右側のボタンを押すと赤くついてマイクが使えるようになります。ふだんは消灯させておいていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに委員の皆様を御紹介させていただきます。誠に恐縮でございますが、お手元の「東京都教科用図書選定審議会委員名簿」の順番に、現職、氏名など一言自己紹介をお願いいたします。

それでは、伊崎委員からお願いいたします。

【伊崎委員】 品川区の教育長の伊崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【氏井委員】 昭島市教育委員会の教育委員の氏井初枝と申します。よろしくお願いいたします。

【江連委員】 東京都公立中学校PTA協議会理事の江連と申します。よろしくお願いいたします。

【大川委員】 江戸川区教育委員会教育指導課長の大川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【岡田委員】 東大和市教育委員会教育長の岡田博史と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【桑原委員】 足立区立鹿浜第一小学校主幹教諭の桑原と申します。よろしくお願いいたします。

【小林委員】 東京都立三鷹中等教育学校の校長の小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【坂口委員】 江戸川区立瑞江第二中学校特別支援学級を担当しております坂口です。よろしくお願いいたします。

【佐藤委員】 日本体育大学の佐藤浩と申します。よろしくお願いいたします。

【執行委員】 大田区立入新井第一小学校長の執行と申します。よろしくお願いいたします。

【中田委員】 教育庁特別支援教育課長の中田と申します。よろしくお願いいたします。

【永島委員】 東京都立花畑学園校長の永島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【宮野委員】 清瀬市教育委員会で教育支援担当課長兼統括指導主事をしております宮野将史と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【矢野委員】 都立墨東特別支援学校の指導教諭の矢野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【吉田委員】 洗足学園音楽大学の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【管理課長】 ありがとうございます。なお、本日は工藤委員、宇田川委員、武藤委員、村野委員、日吉委員から御欠席の連絡を頂いておりますので御報告いたします。

以上の方々を委員としてお願いしてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、事務局の職員について自己紹介させていただきます。

それでは、指導部長からお願いいたします。

【指導部長】 指導部長の山田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【教育改革推進担当部長】 教育改革推進担当部長をしております。本日は指導部高等学校教育指導課長として出席させていただいております小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【義務教育指導課長】 義務教育指導課長の毛利と申します。よろしくよろしくお願いいたします。

【特別支援教育指導課長】 特別支援教育指導課長の西岡と申します。よろしくよろしくお願いいたします。

【管理課長】 改めまして、指導部管理課長坂井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、本選定審議会は、審議会規則第4条で会長及び副会長を1名置くこととし、委員が互選するという事となっております。会長及び副会長は委員の互選によるということとなっておりますので、御協議をお願いします。互選ということでございますので、御推薦等ございましたらお願いをいたしたいと思っております。

【中田委員】 もし、事務局で案がございましたらよろしくお願いいたします。

【管理課長】 ありがとうございます。今、御意見を頂きましたので、御意見に従いまして事務局案をお諮りさせていただきたいと思っております。

事務局といたしましては、日本体育大学教授の佐藤委員を会長にお願いできましたと考えております。昨年度に引き続き、本委員会の委員でいらっしゃる事、中等教育に関する見識が深く、東京都の教育に関する知識も豊富であることから現場の実態を十分踏まえた専門的見地から御尽力いただけるものと考えます。

また副会長につきましては、大田区立入新井第一小学校の統括校長の執行委員にお願いしたいと考えております。昨年度に引き続き本委員会の委員でいらっしゃる事、また、学校長としての豊富な指導経験ですとか見識などを踏まえて御尽力いただけると考えております。

事務局案は以上でございます。

お諮りいたします。会長、副会長について、以上、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり、賛意の拍手あり)

【管理課長】 ありがとうございます。拍手で御同意いただきましたので佐藤委員に会長をお願いしたいと思います。佐藤委員、お願いしてよろしいでしょうか。

【佐藤委員】 承知いたしました。

【管理課長】 ありがとうございます。同じく、執行委員に副会長をお願いしてよろしいでしょうか。

【執行委員】 承知いたしました。

【管理課長】 ありがとうございます。それでは、会長、副会長に御就任の御挨拶を頂き、以降の進行を会長にお願いいたします。

会長、お願いいたします。

【会長】 会長を仰せつかりました日本体育大学の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いたします。皆様に御協力いただきながら、審議が円滑かつ適正に進められるように努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

【副会長】 副会長を仰せつかりました大田区立入新井第一小学校長の執行と申します。会長をお支えし、議事進行が円滑に進められますよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

会議運営決定（取材・傍聴）・教育委員会挨拶

【会長】 それでは、議事に入らせていただく前に会議の運営についてお諮りいたします。本年度初回の会議ですので、事務局から会議の運営について説明をお願いしたいと思います。

【管理課長】 それでは、会議の運営について御説明さしあげます。

東京都では、情報公開の観点から審議会等の会議をできるだけ公開するということが方針として示されてございます。本審議会につきましてもこの原則を適用しまして、今回を含め2回開催を予定している審議会を原則公開とさせていただくことといたしました。

また、会議の議事内容につきましても、原則として開示させていただきます。議事録を後日、東京都教育委員会ホームページに掲載させていただきますので、御了解願います。

本日の会議では、会場での傍聴のほか、オンラインでの傍聴をできるようにいたしております。共に傍聴の事前の申込みはございませんでしたが、閉会までの間は報道関係者が途中来場する可能性がございます。こちらあらかじめご了承くださいと思います。

つきましてはこれ以降の会議を公開とし、会場及びオンラインでの報道関係の傍聴の入室の可否につき御決定いただけますようお願いいたします。なお、会議終了まで入室可能ということになってございます。

また、取材を含む傍聴に当たりましては、入室に当たり「審議会傍聴要領」に従うようあらかじめお願いをいたしております。議事を妨害するような行為があった場合には、この傍聴要領に基づき退場を命じる等の対応を取らせていただくこととなります。

会長には傍聴者の入室後、この旨、宣言していただくようお願いいたします。

【会長】 ただいま説明を受けまして、ここからの会議を公開することにつき御異議がな

ければ入室を許可したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。それでは以後、公開といたします。

————— (取材・傍聴者入室) —————

議事に入ります前に申し上げます。本会議においては「東京都教科用図書選定審議会傍聴要領」に従って傍聴をしていただきます。議事を妨害するような行為があった場合には、傍聴要領に基づき退場を命じるなどの対応を取らせていただきますので、御留意ください。

それでは、議事日程に従いまして、ここで東京都教育委員会から御挨拶を頂きます。よろしくお願いいたします。

【指導部長】 改めて教育庁指導部長の山田でございます。第1回東京都教科用図書選定審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

このたび皆様方には、当審議会の委員への就任につきまして御依頼申し上げましたところ、快くお引き受けいただきまして誠にありがとうございます。また、本日は年度初めの御多用のところ御出席いただきまして、こちらのほうもありがとうございます。

さて、本審議会は、義務教育諸学校で使用します教科書の採択の適正な実施を図るための法令に基づき設置されているものでございます。その役割といたしましては、東京都教育委員会が行う採択や教科書調査研究資料の作成、そして区市町村教育委員会等、他の採択権者に対して行う指導・助言等について御意見を頂くという大変重要なものでございます。

今年度、皆様方にお諮りいたしますことは3点でございます。教科書の採択方針について、調査研究資料について、及び令和9年度に都立の義務教育諸学校で使用する教科書の採択でございます。

これら3点につきまして、本日から2回にわたる会議で御審議いただきます。今年度は、特別支援学校や特別支援学級で使用する一般図書の調査研究を行います。その資料について第2回の会議で御審議いただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

児童・生徒にとってよりよい教科書を採択することは、教育委員会が果たす最も重要な役割の一つとなっております。東京都教育委員会といたしましては、適正かつ公正な教科書の採択を一層推進し、区市町村の教育委員会等への指導・助言等の充実を図ってまいりたいと考えております。

審議会の皆様方におかれましては、ご指導のほどよろしくお願いいたします。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。

それでは議事に先立ちまして、新しい委員の方もいらっしゃいますので、審議の参考に教科書採択の制度について、まず御説明願いたいと思います。

【管理課長】 それでは、少しまとまったお時間を頂戴いたしまして、資料1「東京都における教科書制度（義務教育諸学校）」を使いまして、教科書の採択制度の概要について御説明いたします。教科書の定義ですとか採択の仕組み、都道府県教育委員会や審議会の任務、採択のスケジュールなどについて御説明さしあげます。

まず、スライドの1を御覧ください。「教科書の定義・種類」でございます。

教科書の定義・種類として、（1）文部科学省の検定を経て発行される「文部科学省検定済教科書」、（2）文部科学省が著作・編集を行った上で発行される「文部科学省著作教科書」、（3）一般図書「附則9条本」がございます。

学校教育法附則第9条第1項に、高等学校や特別支援学校・特別支援学級において、検定済教科書または文部科学省著作教科書以外の教科書を使用することができると規定されておりまして、具体的には、特別支援学校の主に知的障害部門で使う絵本などがございまして、これを「附則9条本」と言っております。

またスライドにもありますが、フランス語だとか特別な外国語の教科書も、文部科学省の検定教科書にないものについては、一般図書として附則9条本の扱いで教科書として使うことができるようになっております。

次のスライド2を御覧ください。「教科書の採択」について、（1）に「採択とは」とございますとおり、文部科学省が作成した教科書目録に登載された教科書の中から種目ごとに1種の教科書を採択いたします。また、義務教育諸学校の教科書は、4年間毎年度同一の教科書を採択いたします。

（2）の「採択の権限」についてでございますが、教科書を採択する権限は、公立学校については所管の教育委員会にございます。区市町村立学校は区市町村教育委員会が、都道府県立学校は都道府県教育委員会が採択をいたします。また、国立と私立の学校につきましては、それぞれの校長が採択をすることになっております。

（3）の「採択の単位」でございますが、区市町村立学校は原則区市町村ごとに、都立特別支援学校（小・中学部）は障害種別ごとに、都立小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）は学校ごと、それぞれ種目ごとに1種の教科書を採択することとなっております。

（4）の「採択の時期」についてでございますが、毎年度8月31日までに採択をすることとなっております。

スライド3を御覧ください。東京都における教科書採択の仕組みを図示いたしております。

まず（１）のところになりますが、教科書発行者が文部科学大臣に検定に合格した次年度に発行する教科書の届出をいたします。それを受けまして、（２）で文部科学大臣から東京都教育委員会に教科書目録が送付されますとともに、（３）のとおり、発行者から教科書見本が送られてまいります。それを踏まえて採択業務を行うということになってございます。

（６）、（７）のところになりますが、選定審議会の意見を聞くため、審議会に諮問をし、答申を頂くということになってございます。

（５）のところになりますが、教科書を採択するに先立ちまして教科書の調査研究を行います。それぞれの教科書見本を見て、各教科書の特色はどういうものかを調べてまいります。調査研究に当たりましては、右側の中ほどに「調査員」とありますが、公立学校の教員等を調査員に委嘱して調査研究を行い、その内容を報告していただいております。

その上で（９）のところになりますが、東京都教育委員会においては都立学校で使用する教科書について採択をするという流れになってございます。

また、図表の下段、左側の「区市町村教育委員会」や「国・私立学校」に対しましては、「指導・助言・援助」として、東京都教育委員会が作成した調査研究資料等を提供しまして、それらに基づいて区市町村等が調査研究をいたしまして、区市町村や国・私立学校がそれぞれ採択業務を行うということになります。

スライド４を御覧ください。義務教育諸学校で使用する教科書採択に係る東京都教育委員会の役割でございます。

一つ目として、都立義務教育諸学校において使用する教科書採択の適正な実施を図るために、選定審議会の意見を聞いて採択方針を定め、調査研究を計画・実施し、自ら採択を行います。

２点目ですが、区市町村の教育委員会や国立・私立の学校の校長が行う採択に関する事務につきまして、選定審議会の意見を聞いて、採択方針の通知や調査研究を提供するなどして、適切な指導、助言、援助を行います。

３点目でございますが、教科書採択地区を設定することになっておりまして、東京都の採択地区は全部で５４となっております。原則として、それぞれの区市町村で一つの採択地区を設定してございますが、西多摩地区、大島地区、三宅地区、八丈地区の４区域につきましては、複数の町村が一つの採択地区を構成しております。

スライド５を御覧ください。「東京都教科用図書選定審議会」についてでございます。

都道府県の教育委員会が採択に関して指導・助言や援助を行おうとするときには、あらかじめこの審議会の意見を聞かなければならないということが法律に定められております。

東京都教育委員会の附属機関として設置をされているところをごさいますて、委員の構成につきましては条例により20名と定められております。

審議会の設置期間でございますが、毎年度4月1日から採択の期限である8月31日まで設置をすることになっております。

所掌事務は、東京都教育委員会の行う採択方針の作成、調査研究資料の作成、その他指導・助言・援助に係る重要事項と都立義務教育諸学校において使用する教科書の採択に関する事項についてとなっております。

スライド6を御覧ください。採択替え・調査研究を行う年度について表にしたものでございます。

採択替えは原則4年ごとに行います。その際に調査研究を実施しております。採択替えを行う年度を表にまとめてございます。

スライド7を御覧ください。「令和8年度に行うべきこと」でございますが、まず一つ目として、特別支援学校（小・中学部）及び小・中学校特別支援学級で使用する一般図書の調査研究に関すること。二つ目として、都立義務教育諸学校で使用する教科書の採択に関することとなっております。

義務教育諸学校においては、一度採択した教科書を原則4年間継続して使用することとされており、本年度は令和8年度に使用した教科書と同じ教科書を採択することとなっております。

スライド8を御覧ください。「学習者用デジタル教科書」について御説明いたします。なお、前提といたしまして、今回御説明させていただく内容は現時点での状況を踏まえたものとなります。今後の法改正により、デジタル教科書の位置づけについては変動が生じる見込みがありますことを御承知おきください。

まず、「デジタル教科書とは」ですが、文部科学省検定済みの紙の教科書の内容を全部そのまま記録した電磁的記録のことです。なお、デジタル教科書は現時点では無償給与の対象外となっております。

次のスライド、デジタル教科書に期待される点でございます。

メリットと例として、グループ学習等で書き込んだ内容を見せ合うことで効果的に対話的学びを行うことができたり、拡大表示や音声読み上げ機能の活用によるメリット、デジタル教材との連携により学びの幅を広げたり内容を深めることが容易になることなどが挙げられております。

次のスライドは、現在の国の動向です。

①について、国では小学校用教科書の改訂時期であった令和6年度を本格的な導入の最初の契機として捉え、教科・学年を絞って段階的に導入するとしております。

まず小5から中3を対象に「英語」を全校対象に導入しております。その次に「算数・数学」を導入する方向としております。

また、紙とデジタルについてはどちらか一方ではなく、児童・生徒の特性や学習内容等に応じて適切に組み合わせたハイブリッドに活用していく方向性が示されております。

また、国によるデジタル教科書の提供状況ですが、②にございますとおり、文部科学省が令和3年度から小・中学校等を対象にデジタル教科書を提供しております。「英語」については令和4年度以降全校に提供、また、「算数・数学」については令和5年度以降、約5割の学校に提供されております。

次のスライドですが、「採択に関する学習者用デジタル教科書の考慮」についてです。

文部科学省通知において、教科書採択は紙の教科書であることが基本としつつ、令和6年度以降は英語の学習者用デジタル教科書が紙の教科書と併せて提供されることとなっております。令和5年度の小学校英語の教科書採択及び令和6年度の中学校英語の教科書の採択については、中学校英語のデジタル教科書を調査して、考慮の一事項としてございます。

その次のスライドに、参考として教科書関係法令をまとめてございます。後ほど御覧いただければと思います。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

【会長】 どうもありがとうございました。

採択に向けての法令、採択の仕組み、今年度行うこと、学習者用デジタル教科書等について丁寧に御説明いただきました。ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして何か御質問などありましたら、お願いします。なお、議事録作成のために、ご発言のある方はその前にご所属と氏名をお願いいたします。何か御質問、いかがでしょうか。

議 事

【会長】 それではないので、議事に入りたいと思います。

まず、東京都教育委員会から諮問を頂きます。よろしくお願いたします。

【指導部長】

東京都教科用選定図書選定審議会長 殿

東京都教育委員会

諮 問

東京都教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第10条及び第13条第2項の規定に基づき、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択並びに区市町村教育委員会及び国立・私立学校の校長が行う教科書の採択についての指導、助言又は援助を行っている。

については、無償措置法第11条及び同法施行令第8条の規定に基づき、都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択並びに区市町村教育委員会等が行う教科書採択について指導、助言又は援助を行うため、下記の事項について諮問する。

記

1 教科書の採択方針について

(理 由)

教科書の採択に当たって、採択権者が留意しなければならない事項等について、検討を行う必要がある。

2 教科書調査研究資料について

(理 由)

東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料が、採択のための資料及び他の採択権者に対する指導、助言又は援助のための資料として適切であるかどうか検討する必要がある。

3 令和9年度使用教科書採択（都立小学校、都立中学校、都立中等教育学校（前期課程）及び都立特別支援学校（小学部・中学部））について

(理由)

都立の義務教育諸学校において使用する教科書の採択に当たっては、あらかじめ東京都教科用図書選定審議会の意見をきく必要がある。

本日の第1回の審議会で御審議いただき答申を頂くのは、諮問事項の1「教科書の採択方針について」でございます。諮問事項2の「教科書調査研究資料について」及び諮問事項3の「令和9年度使用教科書採択について」は、第2回の審議会でご答申を頂きます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ただいま諮問を頂戴いたしました。

それでは、諮問事項1の「教科書の採択方針について」の審議を行います。

諮問事項について自由に審議していただきたいと思いますが、初回ということもあり、いきなりではなかなか御意見も出にくいと思いますので、参考までに過去の答申がどのような構成と内容になっていたのかなど、事務局から御説明いただけると大変ありがたいのですが、いかがでしょうか。

【管理課長】 承知いたしました。

それでは、採択方針の具体的な文言について御審議いただく際の参考といたしまして、過去の答申について、その構成と内容について御説明さしあげます。

参考として、過去の採択方針でございます参考資料1と2を示してございます。こちらの記載が参考になるかと存じます。

まず、参考資料1でございますけれども、昨年度頂いた答申でございます。記書きの1の「教科書採択に当たっての留意事項について」につきましては、毎年度同様の内容で答申を頂いております。

具体的には、東京都教育委員会が次の4点の事項について留意をして、総合的に判断をして、自ら都立学校で使用する教科書について採択を行うとともに、区市町村教育委員会など、他の採択権者においても同様の方針で採択するよう指導・助言・援助を行うこととされております。その4点の内容を読み上げます。

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 学習指導要領及び採択権者の教育方針を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること、でございます。

なお、4の直後に記載のとおり、一つの採択地区に複数の教育委員会がある場合においては、種目ごとに同一の教科書を採択する協議を行うため、関係教育委員会が採択地区協議会を設置して行うこと。その際、協議会において最終的な合意形成の方法等をあらかじめ定めておくこととされてございます。

次に2につきまして、教科書の調査研究に当たって、東京都教育委員会が留意・検討すべきことについて記載されておりますが、今年度についても、それぞれの項目が参考になるものでございます。

- (1) から (4) に、小学校や中学校などの学校種に分けて記載されております。

まず（１）小学校や（２）中学校について、東京都教育委員会は、それぞれの学校で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように内容及び構成上の工夫について調査研究することという内容になってございます。

（３）のア及びイの都立小学校・中学校・中等教育学校（前期課程）で使用する教科書については、先ほどの内容に加え、小中高や中高一貫教育の特色及び各学校の特色を考慮して調査研究することとされております。

さらに、英語の採択に当たっては、英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることができることにも配慮して調査研究することとしております。こちらは、令和６年度より小・中学校の英語デジタル教科書が本格導入されたことに伴い、デジタル教科書の扱いを記載されているものでございます。

（３）ウの都立特別支援学校で使用する教科書について、児童・生徒の障害の状態や特性を考慮して調査研究することとされております。デジタル教科書について、先ほどと同様に記載されております。

（４）の特別支援学級や特別支援学校で使用する一般図書の調査研究について示されておりますので、こちらも御参考ください。

次に、参考資料２を御覧ください。こちらはその前年、令和６年度に答申いただいた内容でございます。内容を見ていただくとお分かりいただけるとおり、昨年度と同様の内容となっております。

以上、御説明した箇所が今年度の採択方針を作成する上で、参考になるかと存じます。よろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

今ありましたけれども、一昨年度、昨年度、同様の内容で答申を頂いているという、そういった御説明があったと思います。

それでは、諮問事項について、その内容や構成について御審議をお願いいたします。何か御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

初めての参加という方はなかなか内容が難しく、すぐに何か御意見、御質問と言われても難しいと思いますけれども、どんな些細なことでも結構ですので、何か分からないようなことがありましたらお願ひいたします。

伊崎委員、お願ひします。

【伊崎委員】 昨年も参加させていただいたのですが、一昨年、昨年と変わらない採択方

針を策定したところですが、実際にこれを基に採択を行うに当たって、何か課題と思われるようなことがあったのでしょうか。去年、たしか特別支援の教科書について、きちんとお子さんの実情を考慮したものをという御意見が出ていたと思うのですが、その辺りも含めて実際にどうだったのかお伺いしたいと思います。

【会長】 ありがとうございます。これに基づいて実際に取り組んでみた結果、何かありましたら、どのような状況だったか、そのようなことも含めて御説明いただけるとありがたいですが。お願いします。

【管理課長】 ありがとうございます。私も去年、実は初めて管理課長として採択に関わり、実際の採択の場面に立ち会わせていただきましたが、採択そのものについては特別何か問題があったということはございませんでした。継続の教科書のももございましたし、昨年は都立小学校の家庭科の教科書の採択がございましたので、そちらの調査研究をして採択をするということがございましたけれども、特別問題になったということはございませんでした。

また、特別支援学校の使用する教科書については、実情をきちんと反映させるようにというお話が確かにございましたが、調査研究のところできちんと各教科書を調査研究させていただいて、その上で昨年の第2回の審議会の中で御議論を頂いた上で採択させていただいておりますので、こちらのほうも、我々事務局側としてはそういう形で、各障害の状態だとか、生徒たち、学習する側の立場に立った教科書が採択されたものだと理解してございます。

【会長】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

江連委員、お願いします。

【江連委員】 P T A協議会の江連です。今の続きにもなるのですが、特別支援学級のお子様の教材ということで、障害に応じて選んでいくというところがございましたけれども、当事者や家族でなければなかなか分からないというところは非常に大きいのかなと思っています。そういった実情を把握する中では、例えば、親の会とか父母の会とか、そういった当事者、家族の意見などはヒアリングされたりしているのでしょうか。

【会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。当事者の御意見を伺っているかどうかという質問だったと思いますが。

【管理課長】 ありがとうございます。採択そのものの事務手続の中でそういうことを伺うということは公にはないのですが、教科書の調査研究の段階で、本当にたくさんいらっしゃる都内の生徒さん、Aさん、Bさん全てにということではないかもしれませんが、各学校の先生が調査研究の場に来ますので、その方たちが現場の状況、子どもたち

の状況をつぶさに見ていますので、その方たちが調査研究に当たってそういう意見を反映させているものと考えております。

【会長】 よろしいでしょうか。

【江連委員】 ありがとうございます。確かに教える側の教えやすさというところも大事なのかなと思いますし、あとはこの場にも特別支援学級のPTAの代表の方もいらっしゃると思うので、そういったところでの合意形成という形でよろしいですかね。ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。今、説明の中にもありましたけれども、調査研究の段階で各学校の先生方の御意見も伺うという、そのようなお話もあったかと思いますが、よろしく願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、今年度は特別支援教育の教科書、一般図書に関する審議となりますので、大変恐縮ではございますが、永島委員から何か御意見ございましたら、お願いしたいと思います。

【永島委員】 永島でございます。昨年度もこの場で少しお話をさせていただいたかと思うのですが、各障害種別様々ではございますけれども、一般図書ということでそれぞれの発達段階に応じたものが選べると思いますし、限られた中での採択にはなりますけれども、各都立特別支援学校から調査員も出させていただいて、広く調査をしてまいりますので、そういったところで我々の知見を生かしたといいますか、そういったところを資料として挙げさせていただき、また、私も含めて委員の皆様にご審議いただくということで進めていけたらよいかと思っております。

以上です。

【会長】 ありがとうございました。

それでは、今回この調査研究資料につきましては、区市町村での指導・助言・援助に活用していくということでございますので、教育委員会の立場から岡田委員、いかがでしょうか。

【岡田委員】 東大和市の教育長の岡田です。区市町村でも、毎年特別支援学級の採択を行っているわけですが、当然、都立の特別支援学級の調査研究等活用させていただきながら採択をしているところであります。各学校、また学級の実態に応じた採択ができるように教育委員の皆様が採択に関わっていらっしゃいますので、その資料を見ていただきながら十分活用させていただいている状況です。今、永島委員からお話があったとおり、そちらの資料は、それぞれの専門のところからの知見で審議できるとよいと思っております。

以上です。

【会長】 ありがとうございます。十分活用させていただいているというお話を頂きました。ありがとうございます。

ほかに何か、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

それでは、意見もたくさん出て、出尽くしたかなと思いますので、議事進行の都合上、これで一旦休憩に入らせていただきたいと思います。

休憩時間中に答申の案文を私と副会長で事務局を交えて取りまとめたいと思います。会議再開後、諮問に対する答申については、休憩中に作成する答申案に基づき審議したいと思います。よろしく願いいたします。

【管理課長】 それでは、今、会長から御説明がありましたけれども、この後一旦休憩を挟ませていただいて、答申案の取りまとめをさせていただきたいと思います。

後ろの時計で大変恐縮ですが、おおむね20分休憩をさせていただきまして、16時5分に再開させていただきますので、その間、御休憩いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

————— (休 憩) —————

【会長】 それでは、準備もできたようですので、審議を再開させていただきます。

これまでの議論を踏まえまして、副会長と相談し、今回の答申案を作成しましたので、その案文を事務局から紙で配付させていただきたいと思います。よろしく願いします。

【管理課長】 それでは、答申案を配らせていただきます。なお、こちらは委員のみに配付させていただきます。答申文の公開につきましては来週前半、東京都教育委員会ホームページに掲載して公表する予定ですので、よろしく願いいたします。

————— (答 申 案 配 付) —————

【管理課長】 それでは、答申案を読み上げさせていただきます。

令和8年4月10日

東京都教育委員会殿

東京都教科用図書選定審議会

会長 佐藤 浩

教科書の採択方針について（答申）

令和8年4月10日付で諮問のあった事項のうち、「教科書の採択方針」について下記のとおり答申します。

記

1 教科書採択に当たっての留意事項について

東京都教育委員会は、次の事項に留意し、総合的に判断して、令和9年度に義務教育諸学校で使用する教科書の採択を行うとともに、他の採択権者においても同様の方針で採択するように指導、助言又は援助を行うこと。

- (1) 採択は、採択権者が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行うこと。
- (2) 学習指導要領及び採択権者の教育方針を踏まえ、より専門的な調査研究を行うこと。
- (3) 特別支援学級及び特別支援学校の児童・生徒の実情も十分配慮すること。
- (4) 各採択地区の実情に応じて、創意・工夫をすること。

なお、1採択地区に2以上の教育委員会が存する場合、種目ごとに同一の教科書を採択するための協議について、関係教育委員会は採択地区協議会を設置して行うこと。

また、採択地区協議会における最終的な合意形成の方法等はあらかじめ定めること。

2 教科書の調査研究に当たって留意・検討すべき事項について

(1) 小学校用教科書

東京都教育委員会は、小学校、義務教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(2) 中学校用教科書

東京都教育委員会は、中学校、義務教育学校（後期課程）、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（中学部）で使用する教科書について、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

(3) 都立の義務教育諸学校で使用する教科書

ア 都立小学校で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立小学校で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、小中高一貫教育の特色及び学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、都立小学校の英語の採択に当たって、小学校英語の学習者用デジタル教科

書を調査し、採択の考慮の一事項とすることができることにも配慮して調査研究すること。

イ 都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、中高一貫教育の特色及び各学校の特色を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、都立中学校及び都立中等教育学校（前期課程）の英語の採択に当たって、中学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることができることにも配慮して調査研究すること。

ウ 都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書

東京都教育委員会は、都立特別支援学校（小学部・中学部）で使用する教科書の採択に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、各教科書の違いが明瞭に分かるように、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、都立特別支援学校（小学部・中学部）の英語の採択に当たって、小学校英語及び中学校英語の学習者用デジタル教科書を調査し、採択の考慮の一事項とすることができることにも配慮して調査研究すること。

(4) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科書（以下「一般図書」という。）

ア 東京都教育委員会は、令和8年度使用教科書として採択された一般図書及びその他の図書について検討し、調査すること。

イ 東京都教育委員会は、特別支援学級及び特別支援学校で使用する一般図書の調査研究に当たって、学習指導要領の教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性等を考慮し、内容及び構成上の工夫について調査研究すること。

なお、一般図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項やその他参考となる事項等についても、併せて調査研究すること。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、今御説明いただいた答申案について審議をしてみたいと思います。皆様の御意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

これまでの昨年と一昨年と同様の内容となっております。いかがでしょうか。

そうしましたら、校長先生の立場から小林委員、いかがでしょうか。お願いします。

【小林委員】 三鷹中等教育学校の校長の小林でございます。拝見しましたけれども、特に1番の(1)(2)(3)が非常に重要ななと思っておりますが、それがうまく2の教科書の調査研究に当たって留意・検討すべき事項のところに反映されていると思います。これで結構ではないかと考えております。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、児童生徒に一番近い立場の先生のお立場から、矢野委員、お願いできますでしょうか。

【矢野委員】 墨東特別支援学校の矢野です。先ほどの教科書の採択に当たって留意すべき事項というところで、皆様から頂いた御意見などを含めてこのようなところに留意していくのだということがきちんと盛り込まれていると思いますので、このような形で進めていくのでよろしいかと思います。

【会長】 ありがとうございます。

皆様、ほかにいかがでしょうか。

ありがとうございます。答申案について審議いたしました。多くの委員の皆様から同意を頂いていると理解しておりますが、いかがでしょうか。

御異議がなければ、ただいま御検討いただいた内容のとおり答申いたしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。それでは、この答申案を本審議会の答申として決定させていただきます。

【管理課長】 それでは、これから会長から答申の手交を行っていただきます。

————— (会長から指導部長へ答申の受渡し) —————

【管理課長】 会長、ありがとうございました。

委員の皆様には、同じ内容のもので大変恐縮ですが、表題から案が取れたものをこれからお配りしますのでよろしくお願いいたします。

事務連絡、教育委員会挨拶、閉会

【会長】 それでは次回の日程等、事務局から連絡事項をお願いします。

【管理課長】 それでは、次回以降の日程につきまして御案内さしあげます。議事次第の下段のほうにございますけれども、第2回の審議会は、令和8年6月2日の午後を予定してございます。

なお、諮問文の読み上げの際に指導部長から御説明さしあげましたとおり、第2回の審議会では、本日の諮問事項2の「教科書調査研究資料について」及び諮問事項3の「令和9年度使用教科書採択について」の2点について、御審議、御答申を頂くこととしてございます。

詳細につきましては、委員の皆様には後日メールで御案内いたしますとともに、開催日の1週間ほど前に当教育委員会ホームページでもお知らせいたします。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。またメール等で連絡を頂けるということだそうです。

それでは、最後に東京都教育委員会から閉会の御挨拶をお願いいたします。

【指導部長】 本日は諮問事項について、熱心な御審議を頂きまして、ありがとうございました。

東京都教育委員会といたしましては、早速この答申の趣旨に即して採択方針を決定し、区市町村教育委員会等、他の採択権者に対して周知徹底してまいる所存でございます。また、調査研究資料の作成につきましても、早速着手をいたします。

今回の審議につきましては、調査研究資料と都立の義務教育諸学校で令和9年度に使用する教科書の採択資料について御意見を頂きたいと考えておりますので、御多用のところ大変恐縮でございますが、御出席方よろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

【会長】 ほかになければ、これをもって本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。